

農村発イノベーションの推進について

令和 2 年11月24日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

目 次

（１）農村の特徴と近年における変化

都市部の一極集中の状況	4
都市及び農村の人口密度	5
高齢化・人口減少の状況	6

（２）農村におけるこれまでの雇用創出の在り方

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）の仕組み	8
農村産業法に基づく産業の立地状況	9
6次産業化について	10
六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定状況	11
農・漁業者による加工・直売に関する市場規模の現状	12
農商工等連携事業計画の認定状況	13
地域おこし協力隊OB・OGの定住先での動向	14

（３）農村発イノベーションの考え方

農村発イノベーションの推進	16
農村発イノベーションの事例	17

（４）農村発イノベーションの推進の方向性（案）

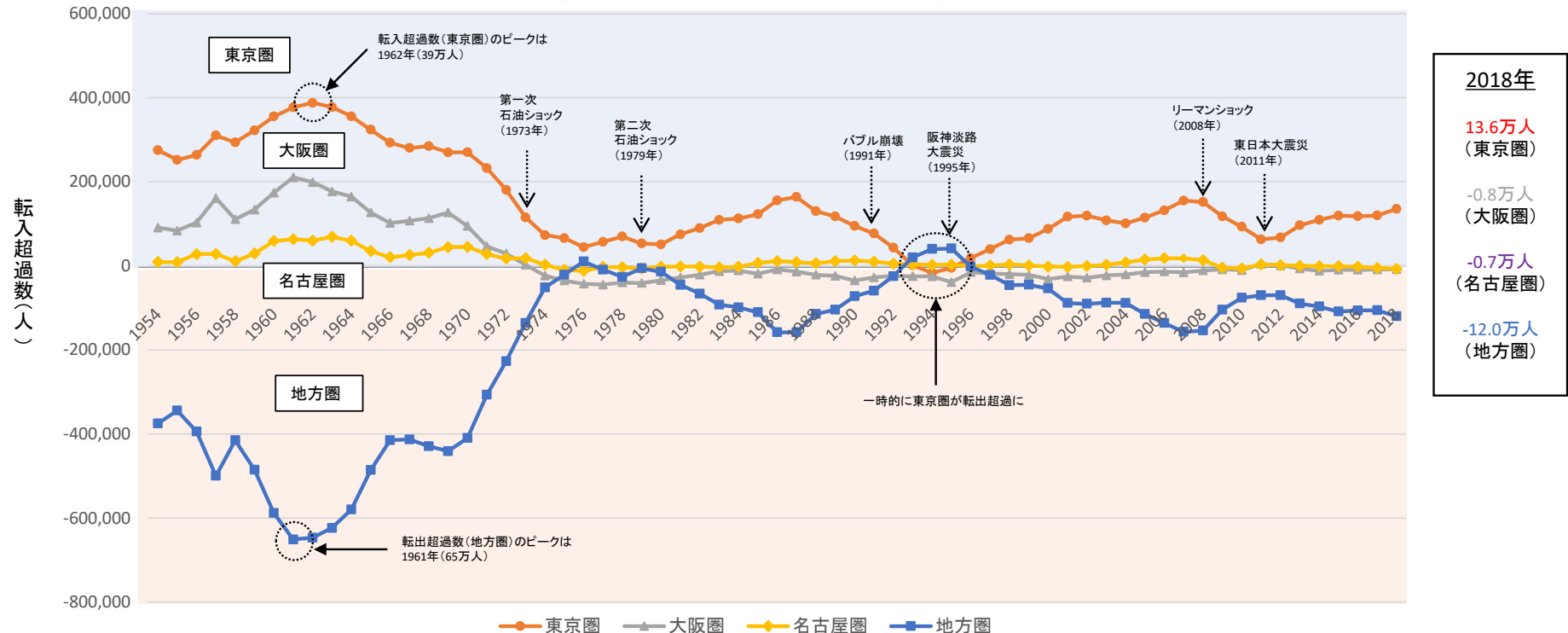
農業経営と農村発イノベーションに取り組む者の支援	19
農村発イノベーションを支える技術の支援	20

(1) 農村の特徴と近年における変化

都市部の一極集中の状況

- 高度経済成長期には、地方圏の人口が三大都市圏に流入。
- 1980年頃にかけて、人口流入は沈静化したが、その後バブル期にかけて東京圏に人口が流入。
- バブル崩壊後は、東京圏が一時的に転出超過となったが、2000年代以降は東京圏のみ再び転入超過の傾向が続く。

三大都市圏・地方圏の人口移動の推移



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に農林水産省で作成。

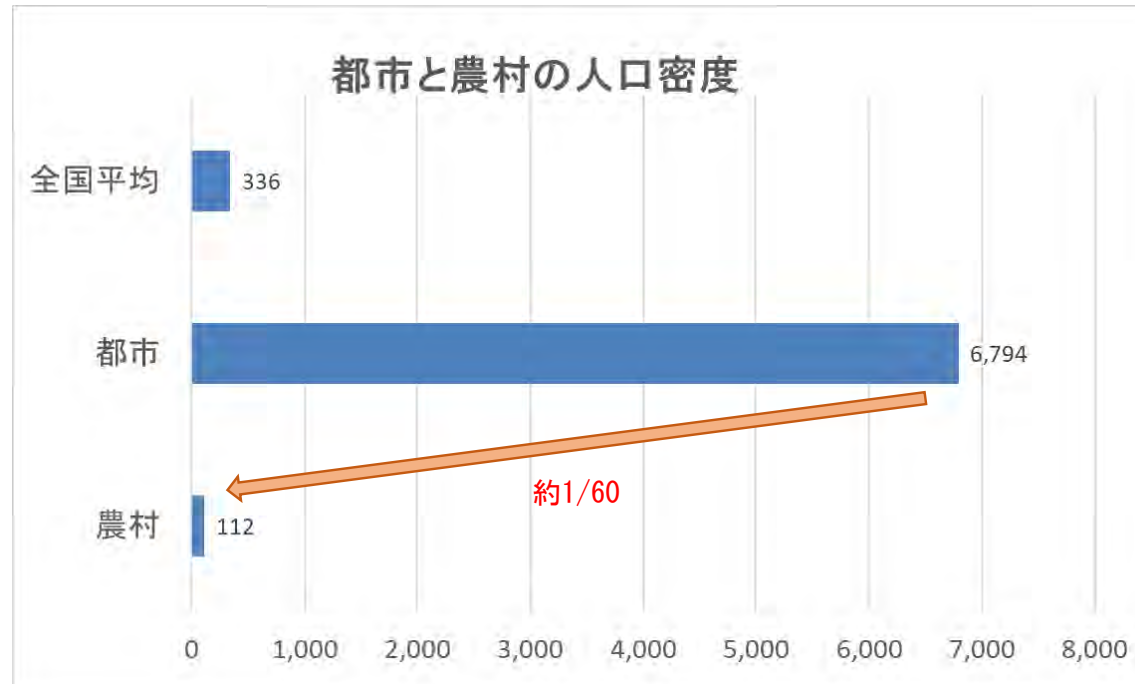
(注)地域区分の定義

東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県
地方圏: 東京圏、名古屋圏、大阪圏以外の地域

都市及び農村の人口密度

- 農村の人口密度は都市部と比較して、約1/60と圧倒的に低密度。
- 我が国の総人口の約7割弱が国土の約3%の都市部に集中している。



※都市部(DID)面積:12,786km²(総土地面積の約3%)
※都市部(DID)の人口:約87百万人(総人口の約68%)

資料:総務省「国勢調査」(平成27年度)

注:国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。

注:「人口集中地区」(DID):

1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

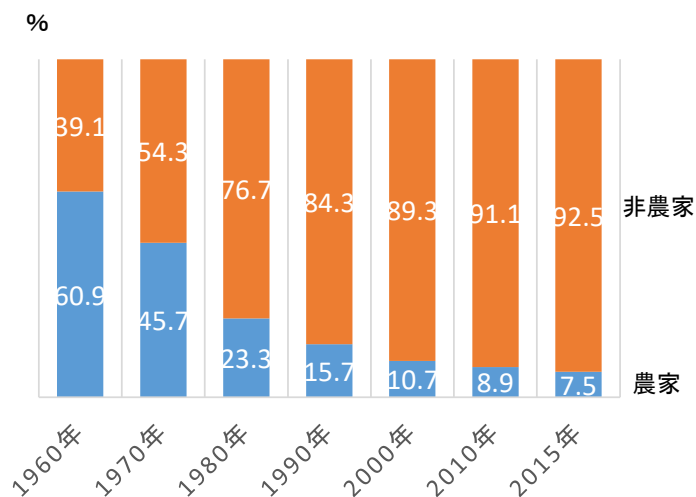
高齢化・人口減少の状況

- 農業集落に占める農家の割合は低下し、混住化が進展。
- 農業就業者数は、2015年から2030年の15年間で約4割減少する見込み。

【農業集落】

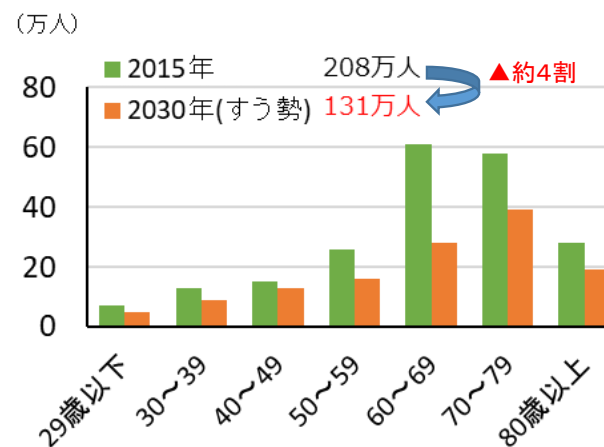
市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のこと。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。

【1農業集落当たりの農家率】



資料：農林水産省「農林業センサス」

【農業就業者数の見通し】



資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 農村におけるこれまでの雇用創出の在り方

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）の仕組み

- これまでの農村における所得と雇用機会の確保は、主として農業及び関連産業の振興のほか、企業誘致による外部からの産業の導入という形がとられてきた。

目的

- 農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、これとあいまって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資すること。

沿革

- 昭和46年に、農業と工業の均衡ある発展を図るとの要請から、農村地域への工業の導入促進を目的とする「農村地域工業導入促進法」が制定。
- その後、昭和63年改正で、支援対象業種として、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業が追加され、題名を「農村地域工業等導入促進法」に改正。（※ 工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）
- 平成29年改正では、支援対象業種を全業種に拡大。あわせて、題名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農村産業法）に改正。

支援措置

土地利用上の措置

- ・農地法の農地転用の特例
- ・農振法の農用地区域からの除外の特例

（第13条）

税制上の措置

個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減
（800万円を上限とする特別控除）

（第7条）

金融上の措置

（株）日本政策金融公庫による融資

（第8条）

関連支援措置

- 予算上の支援（農山漁村振興交付金）、税制上の支援（中小企業投資促進税制等）の関連施策の活用を推進。
- 地方公共団体、事業者等に情報提供、相談等を行う窓口を本省及び地方農政局に設置。

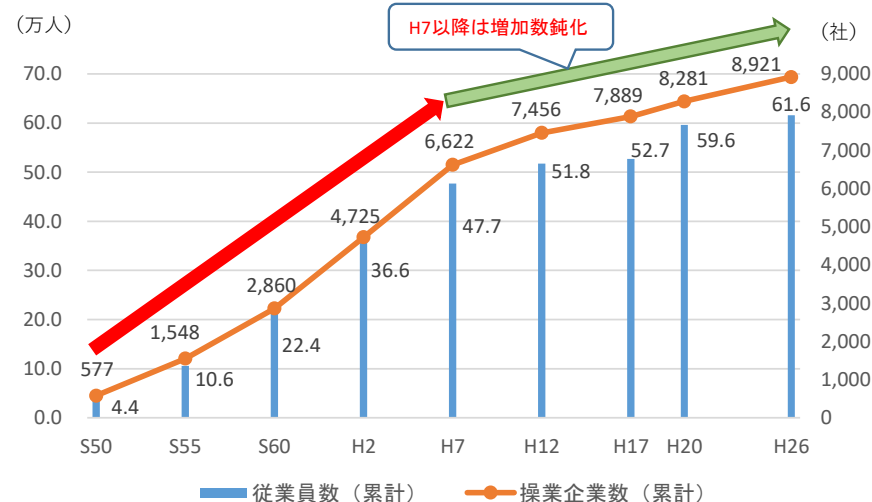
農村産業法に基づく産業の立地状況

- 農村産業法(旧農工法)に基づく企業立地面積、計画に位置づけられた操業企業数及び従業員数は、増大しているものの、その伸びは近年鈍化している。

企業立地面積



操業企業数及び従業員数



資料: 農村地域工業等導入地区管理基本調査により作成
H26は農林水産省農村振興局調べ

6次産業化について

- 6次産業化は、農業を起点としつつ、加工、流通等を含め総合的かつ一体的に推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」

（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）の前文より）

（法律の施行日：地産地消関係は平成22年12月3日、6次産業化関係は平成23年3月1日）

【参考】

6次産業化とは、農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするものである。

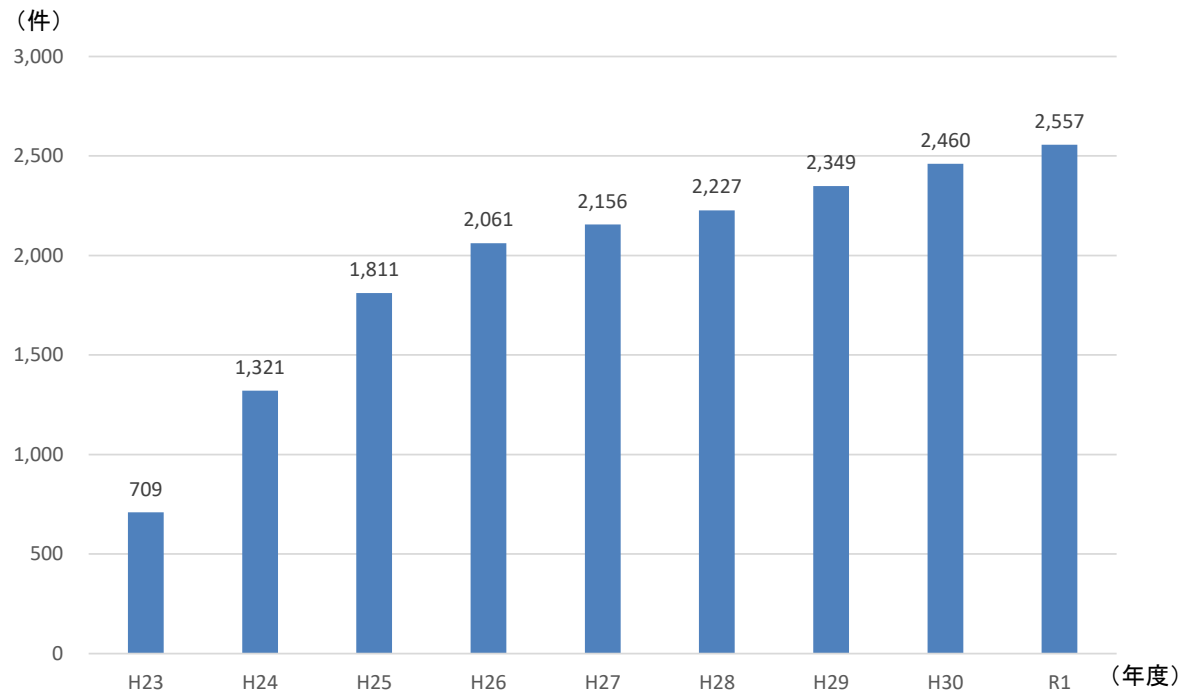
出典：「文部科学省検定済教科書（高等学校農業科用） 農業経営」（実教出版）
※平成26年度から使用

**$1 \times 2 \times 3 = 6$ で
6次産業化**

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定状況

- 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画（農業者等が主体となり農産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動の計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた事業者は、農業改良資金の特例の適用等の支援が受けられる。
- 平成23年5月の第1回認定以降、総合化事業計画の認定件数は累増し、令和2年10月30日現在で 約2,600件。

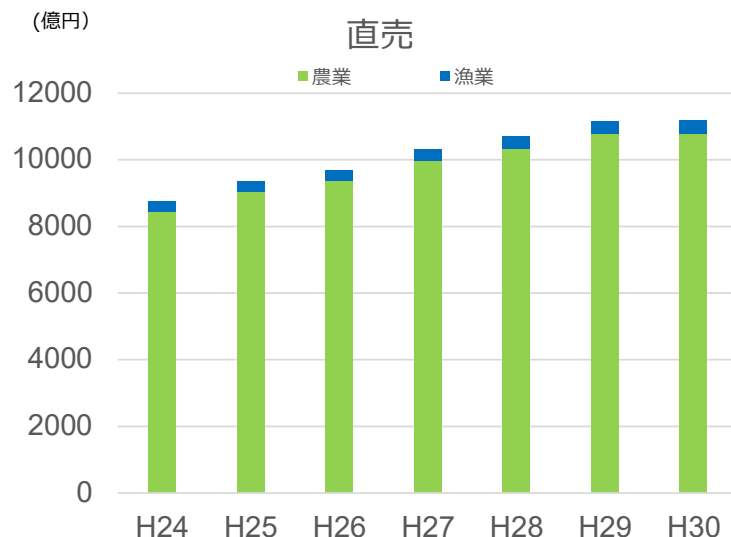
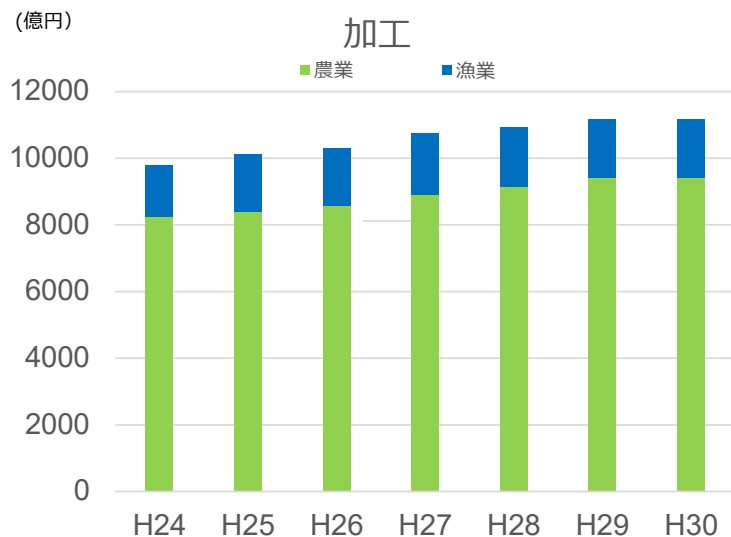
年度ごとの認定件数（累計）の推移



(出典)農林水産省 食料産業局

農・漁業者による加工・直売に関する市場規模の現状

- 6次産業化の市場規模(農・漁業者による加工・直売分野の年間売上額)は、緩やかに拡大中。
- 平成30年度の加工・直売の売上げは約2.2兆円(農業関連約2.0兆円、漁業関連約0.2兆円)。



単位: 万円

1事業者 当たり平 均売上高	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	1事業者 当たり平 均売上高	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農業	2,711	2,726	3,217	3,306	3,307	3,372	3,374	農業	3,587	3,807	3,946	4,229	4,405	4,507	4,520
漁業	9,920	11,515	11,546	12,096	11,591	11,449	11,672	漁業	5,084	5,127	5,229	5,503	5,512	5,485	4,813

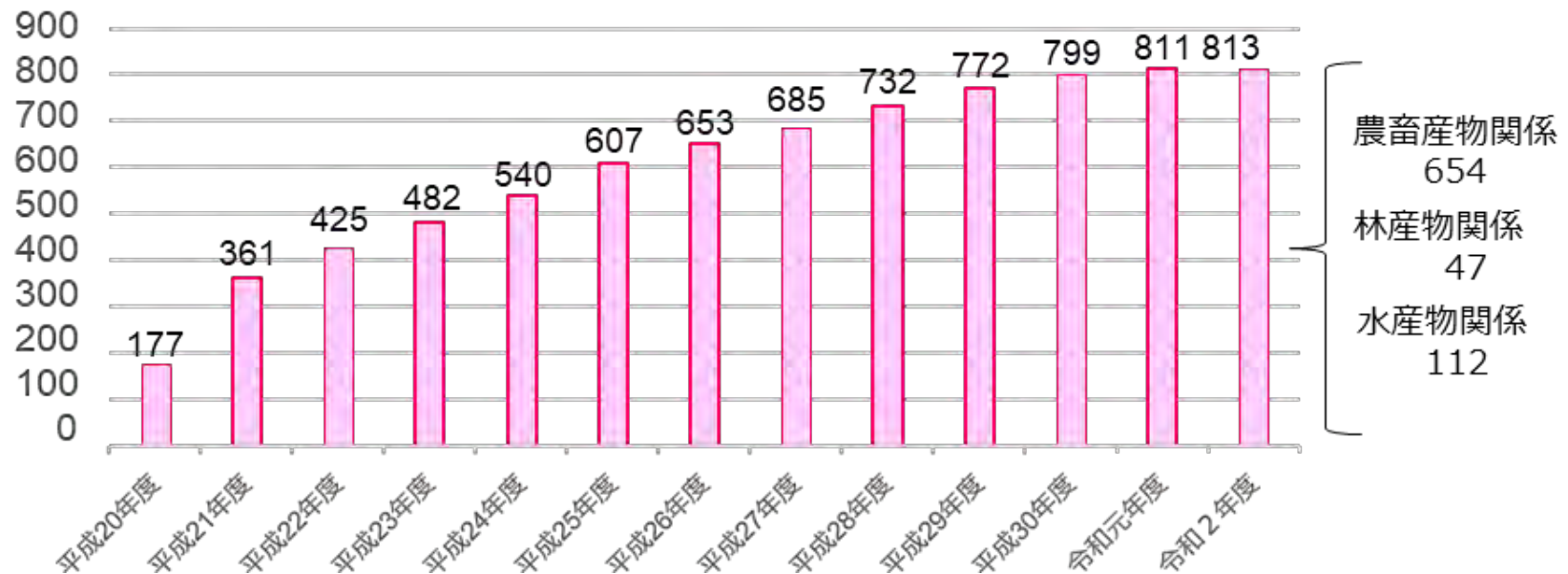
単位: 万円

資料: 農林水産省「平成30年度6次産業化総合調査」

農商工等連携事業計画の認定状況

- 農商工等連携は、中小企業者と農業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品又は新役務の開発等を行う取組。
- 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画を、中小企業者と農業者が共同で作成し、主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）から認定を受けた場合に、税制・金融をはじめ総合的な支援措置を受けられる。
- 農商工等連携事業計画の認定件数は、令和2年10月9日現在で813件。

農商工等連携事業計画の認定件数（累積）の推移

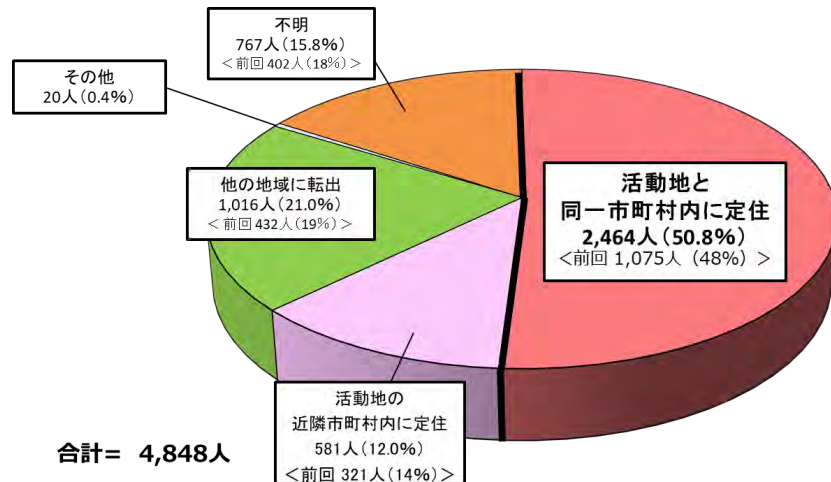


（出典）農林水産省 食料産業局

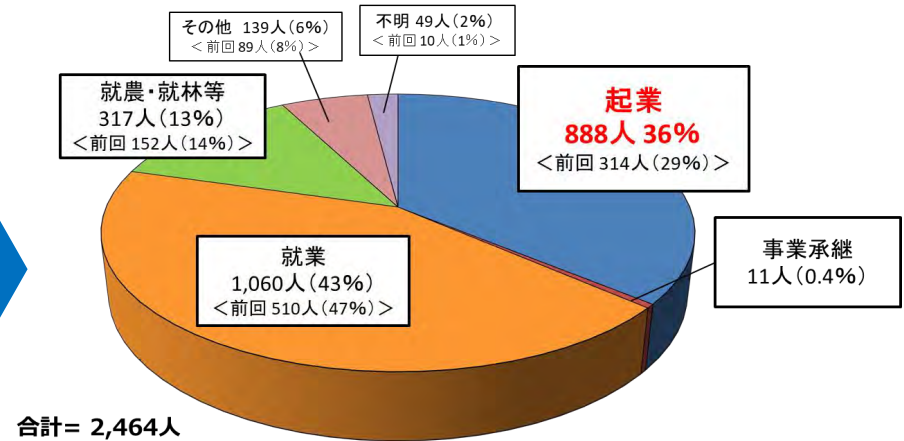
地域おこし協力隊OB・OGの定住先での動向

- 地域おこし協力隊OB・OGは、任期終了後、約半数が活動地と同一市町村に定住。
- このうち、起業したOB・OGは4割弱。

地域おこし協力隊OB・OGの動向



地域おこし協力隊OB・OGで同一市町村に定住した者の動向



起業した者の主な業種

- 飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン 等)
- 美術家(工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者
- 宿泊業(ゲストハウス、農家民宿 等)
- 6次産業(猪や鹿の食肉加工・販売 等)
- 小売業(パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売 等)
- 観光業(ツアー案内、日本文化体験 等)
- まちづくり支援業(集落支援、地域ブランドづくりの支援 等)

(出典) 令和元年度地域おこし協力隊の定住状況に係る調査結果(総務省)より作成

(3) 農村発イノベーションの考え方

農村発イノベーションの推進

- 農村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が不可欠。
- 農村を舞台とした「**農村発イノベーション**」(活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組)により新たなビジネス展開を促進。

【従来の農林水産省の主な施策対象】

- **対象地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定

【農村の地域資源】

自然
(山、川など)
バイオマス
景観
文化・歴史
農業遺産
古民家・
空き家
廃校
農地・森林
野生鳥獣
農産物

6次産業化
製品化／販売

【組合せ】

農村
×
○○

食品 観光 福祉 教育 エネルギー 健康 医療 スポーツ 芸術 情報通信

【農村発イノベーションの推進のイメージ】

- 農村の**あらゆる地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

【農村の地域資源】

自然
(山、川など)
バイオマス
景観
文化・歴史
農業遺産
古民家・
空き家
廃校
農地・森林
野生鳥獣
農産物

6次産業化
製品化／販売

【組合せ】

農村
×
○○

食品 観光 福祉 教育 エネルギー 健康 医療 スポーツ 芸術 情報通信

他府省所管分野

農村発イノベーションの事例

コウノトリと共生する地域づくり（兵庫県豊岡市） 【農村 × 生物多様性】

コウノトリの野生復帰に向けた取組を、農業や観光業等と結びつけて実施

【主な取組】

- 農業に頼らず、生き物を育む農法を実施し農産物をブランド化。
- コウノトリも含め豊岡市に関心を持ってもらうため、地域貢献型のコウノトリ・ツーリズムを実施。



【実績】

- 「コウノトリ育むお米」の売上高は試験放鳥から10年間で2,200万円から3億5,000万円に増加。
- 市立コウノトリ文化館の来場者数は放鳥前の約12万人から約30万人に増加。



遊休施設の利用拡大による地域活性化（宮城県蔵王町） 【農村 × 観光】

新たな宿泊観光のニーズを取り込むため、遊休化した別荘を民泊等に活用。

【主な取組】

- 地域内の空き別荘15棟を民泊等に利活用。
- ワークेशनが可能な施設を整備。



【実績】

- H29から民泊等を15棟で開始し、年間利用者数8,500人泊（R元年度）を達成。
- コロナ禍でもワークेशनとして、今年4～8月に6組340人泊を受入れ。



伝統的な農作物を障害者の手で生産（京都府京田辺市） 【農村 × 福祉】

宇治茶の手摘みやエビイモの手堀りなど、障害者の手作業により、高品質な京都の伝統的農作物を生産。

【主な取組】

- 収穫した農産物を加工し、濃茶大福などの加工品を製造。
- コミュニティカフェを併設し、自社で生産した農産物を材料としたランチを提供。



【実績】

- 京都府により農福連携の推進拠点として指定。
- ノウフクJASの第1号認証を取得。
- コミュニティカフェは最大80人/日を超える来客となり、地域の交流の場に。



料理を彩る葉っぱビジネス（徳島県上勝町） 【農村 × 飲食業】

ITシステムを活用して料理を彩る葉っぱを出荷。女性や高齢者が活躍。

【主な取組】

- 日本料理を彩るつまものを栽培・出荷・販売。
- IT技術の活用により、最新の発注情報を確認しながらの作業を可能に。



【実績】

- つまものの販売による年商は2億6000万円。
- 寝たきりの高齢者が減少。
- 町が有名になり観光客が増加。映画も作成。



（４） 農村発イノベーションの推進の方向性（案）

農業経営と農村発イノベーションに取り組む者の支援

- ポストコロナ時代に、農村で農業経営と農村発イノベーションに取り組む世帯や、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーションによる事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成するため、資金、情報、環境の面から支援。
- さらに、「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用し、こうした者に対し、都会の若者等と呼込み。

資金：資金調達の円滑化

- イノベーションに取り組む者に対する資金調達の円滑化のための支援措置を検討。
- ⇒ 新たな事業への多角化・起業を後押し



支援

情報：農村発イノベーションプラットフォーム

- ディスカバー農山漁村（むら）の宝（表彰事業）選定地区のビジネスや地域づくりの知恵の共有
- 起業家間の情報交換によるビジネスプランの磨き上げ。
 - ⇒ 優良事例の起業家への横展開により機運を醸成
 - ⇒ 地域内人材だけでは思いもよらない発想を提供

支援

環境：情報通信環境の整備

- 新しい生活様式への対応等のため、無線基地局等を設置。
- ⇒ 事業を行う上でのデジタル環境を整備



支援

派遣

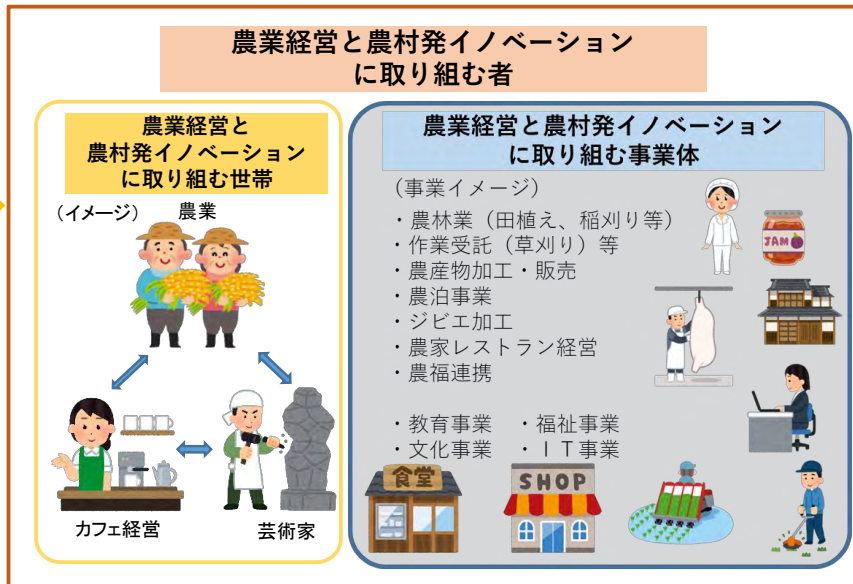
特定地域づくり
事業協同組合
(都道府県知事が認定)

雇用

雇用



地域内外の若者、
就職氷河期世代、
障がい者等



農村発イノベーションの推進により、農村に所得と雇用機会を確保！

農村発イノベーションを支える技術開発の支援

- 農村発イノベーションを推進するためには、農村の多様な地域資源を活用して開発された技術も用いて、起業や産業創出につなげていくことが重要であり、このような技術開発を支援。

【地域資源活用取組】

遺伝子組換えカイコによる
有用物質の効率的生産技術の開発



骨粗しょう症診断薬



カイコの繭から抽出した
ヒト型コラーゲンを利用した化粧品

木質リグニン由来の
最先端工業材料の開発



改質リグニン



リグニン活性炭素繊維